

# まん延防止等重点措置の期間延長による上田市の対応方針

令和4年2月18日決定

新型コロナウイルス感染症上田市対策本部

1月27日から2月20日までを期間として、全県に「まん延防止等重点措置」が適用され、県の要請及び方針等に基づき、市の対応方針を決定するとともに公表し、感染防止対策を推進しています。

県は、爆発的な感染拡大は歯止めがかかったが、収束に向かっているとは断言できないとし、重点措置の期間延長を2月16日付けにて政府に対し要請し、政府は2月18日にて長野県の期間を3月6日まで延長されました。

これを受け、県は期間延長中の要請及び方針を発出したことから、要請等に基づき市の対応方針を以下のとおりとします。

## 1 上田市における対応

### (1) 市有施設の対応について(総務部)

① 市役所の庁舎や各地域自治センターは、感染防止のために、つむぎサロン(地下食堂)及び大手ラウンジの原則利用停止や各階打合せスペース等の利用制限を行うとともに、体温 37.5℃以上の職員及び来庁者の入庁制限を実施します。

その他の市有施設については、施設の性質・構造上、感染対策を講じても、なお感染リスクが高いと判断される施設は、原則として休止とします。(休止や利用制限等を行う施設は、ホームページ等に掲載します。)

② 日常生活に必要なサービスを提供している施設(日帰り温泉施設・農産物直売所)と宿泊施設については、十分な感染対策を講じたうえで運営を継続しますが、日帰り温泉施設については、営業時間の短縮(一律20時まで)、利用人数の制限などを実施します。

- ・なお、施設内の感染リスクが高いと判断される設備等は使用を中止します。
- ・また、施設内の飲食を提供する施設については、まん延防止等重点措置における県の飲食店に対する要請(営業時間の短縮等)に従います。

### (2) 市主催イベント・行事等について(総務部)

① 市主催のイベント・行事は、原則として中止または延期とします。(中止や延期等を行うイベント・行事は、ホームページ等に掲載します。)開催する場合には、県イベント開催の目安に基づき感染対策を徹底します。

② 指定管理者が行う自主事業は、市主催のイベント・行事に準じた判断を依頼します。

③ 貸館事業は、原則として主催者に対し延期や中止を依頼します。延期・中止が困難な場合は、主催者に対し再度ガイドラインを徹底するよう依頼します。

④ 審議会等の市主催の会議は、原則として書面審議やWeb会議等、一か所に集まらない形式での開催を検討します。やむを得ず一か所に集まる形式で開催する場合は、県イベント開催の目安に基づき感染対策を徹底します。

### (3)教育施設における対応について(教育委員会)

#### ア 学校教育関係

##### (ア)小中学校の対応

- ① 中学校の部活動は、原則実施しないこととします。
- ② 感染リスクの高い学習活動・安全な実施が困難であると判断する学校行事は中止・延期します。
- ③ 各校の状況に応じて、短縮授業や分散登校、ノートパソコンを活用した学習活動やオンライン授業を検討し、実施します。

##### (イ)小中学校の感染症対策

- ① 家庭と連携した朝晩の検温及び風邪症状の確認など健康観察を継続実施し、登校時の検温も徹底します。
- ② 児童生徒に発熱等の症状がなくても、家族に風邪症状がある場合には登校を控えるよう促します。
- ③ 同居者に濃厚接触者・接触者がいる場合、県外に滞在歴がある児童生徒又は県外からの来訪者・県外出張者と接触した場合等、登校に不安がある場合は学校へ相談していただきます。

##### (ウ)学校施設の開放について

- ① 学校体育館及び校庭は貸し出しを中止します。

##### (エ)放課後児童施設の対応

- ① 感染対策を徹底したうえで運営します。児童館は留守家庭対応部分の登録者のみの利用とし、自由利用枠での利用は停止とします。また、放課後児童施設の利用自粛と、小学校低学年優先を呼びかけます。

#### イ 社会教育関係(公民館・図書館・博物館)

- ① 公民館は、貸館業務は継続しますが、利用の自粛について呼びかけを行うとともに、まん延防止等重点措置の期間中の新規予約の受付は休止します。ただし、市内の感染状況や施設の感染リスクによっては、休館等の対応を行う場合があります。また、市主催の事業は、原則として中止又は延期します。
- ② 図書館は、館内滞在時間を30分以内とするほか、サービスの一部制限範囲を変更する場合があります。また、市主催の事業は、原則として中止又は延期します。
- ③ 上田市立博物館(上田城櫓※を含む)、信濃国分寺資料館、丸子郷土博物館、武石ともしび博物館※、旧宣教師館※、信州上田ふるさと先人館※は、感染対策を更に徹底したうえで開館します。ただし、市内の感染状況や施設の感染リスク、近隣の博物館の対応状況等によっては、利用制限や休館等の対応を行う場合があります。(※印の施設は冬期休館期間があります。)また、市主催の事業は、原則として中止又は延期します。

## ウ スポーツ関係

- ① 屋外体育施設については、感染対策を徹底したうえで運営します。
- ② 屋内体育施設については、利用の自粛について呼びかけを行うとともに、まん延防止等重点措置期間中の新規予約は休止します。
- ③ 市主催の行事・イベントについては、原則として中止又は延期とします。

### (4) 保育施設等における対応について(健康こども未来部)

- ① 保育園・幼稚園は、感染対策を徹底したうえで、保育を継続します。なお、家庭で保育が可能な場合は、登園を控えていただくよう要請します。
- ② 子育て支援センター・子育てひろばは、施設利用を休止します。ただし、電話による子育てに関する相談については、引き続き各支援センターで受け付けます。

### (5) 福祉関係施設等における対応について(福祉部)

- ① 高齢者福祉センター、真田老人福祉センターは、休館します。
- ② ふれあい福祉センター、丸子福祉センター、真田総合福祉センター、長瀬市民センターの貸館業務は休止とし、すでに予約済の場合も利用を自粛していただくようお願いします。

### (6) 広報・啓発対応について(秘書課、政策企画部、市民まちづくり推進部、健康こども未来部)

- ① 市民の皆さんに直接呼びかけるために、上田駅前等で感染防止の啓発キャンペーンを行います。
- ② 土日祝日を含めて広報車による呼びかけを行うなど広報活動を強化します。
- ③ 啓発の強化として、市長メッセージを発信します。また、必要に応じて、SNS 等を活用した感染防止啓発広告を掲出します。
- ④ 広域連合に対して、消防車による感染予防の呼びかけの実施について協力を依頼します。
- ⑤ 日帰り温泉施設など不特定多数の利用者が見込まれる施設において、館内放送等により感染防止を呼びかけます。
- ⑥ 県が行う啓発活動と連携した広報の実施を検討します。

### (7) 事業者に対する対応について(商工観光部)

- ① 県による営業時短、酒類提供の中止等の要請に係わる情報発信をサポートします。
- ② 市独自に「売上減少事業者一斉支援事業交付金」を新設するとともに、「国の事業復活支援金申請サポートセンター」を市内3商工団体と連携して設置し、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を行います。

### (8) 感染拡大防止の取り組みについて(健康こども未来部)

- ① 国・県との連携に基づくワクチン接種の前倒しなど追加接種の取り組みを進めます。
- ② 保健所の指定による自宅療養中の市民に対し、食品などの無償提供を行います。

## 2 対応期間

上記対応方針は、まん延防止等重点措置の実施期間とします。

令和4年1月27日（木）から3月6日（日）まで

※ なお、まん延防止等重点措置の実施期間が延長された場合は、これに準じます。